

令和4年度事業計画

1. はじめに

我が国においては、人口減少、少子高齢化が急速に進展しており「令和3年度版高齢社会白書」によりますと、令和2年10月1日現在、総人口1億2,571万人と前年度から46万人減少し、かつ、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は28.4%から28.8%へと上昇、令和47年には、約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上と推計されています。

このように、少子高齢化が急速に進展し労働人口が減少している中で、働く意欲がある高齢者が活躍できる環境整備を目的として、令和3年4月から高齢者雇用安定法が改正され、65歳まで雇用確保措置の義務化、70歳までの就業確保が努力義務となりました。

この改正を受け、高年齢者等職業安定対策基本方針において、多様な形態における雇用・就業機会の確保の項目で、定年退職後等に、臨時的・短期的または軽易な業務を希望する高年齢者に対しては、地域に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業の活用を推進するとされていることから、シルバー人材センターの果たす役割と社会的期待は一層大きくなっています。

こうした状況を踏まえ、センター事業では会員の増強を図り、高齢者の多様な就業ニーズに応じた雇用・就業機会の確保に努め、請負・委任による就業機会の拡大や労働者派遣事業の積極的な推進とともに高齢者のいきがいの充実、社会参加の促進により、活力ある地域社会づくりへの貢献が、ますます重要となっております。

当センターでは、令和4年度における目標と取り組むべき具体的事業の方向性を定め、シルバー人材センター事業の基本理念であります「自主・自立、共働・共助」を基に、会員・役職員が一丸となって事業の推進に取り組んで参ります。

2. シルバー人材センター事業

区 分		数値目標
会 員 数		950名
請負委任事業	受注件数	4,600件
	契約金額	350,000千円
	就業延人員	67,000人日
	就業実人員	760人
	就業率	80%以上
派遣事業	受注件数	85件
	契約金額	81,000千円
	就業延人員	15,000人日
	就業実人員	140人

(1) 就業開拓・提供事業

①一般受託事業

引き続き、就業機会創出員及び役職員が中心となって、一般家庭、企業、公共団体を訪問し、就業機会の確保・拡充を図ります。そのため、既存の発注先や過去に契約のあった発注先に対して増員要請を図ります。

②高齢者生活支援事業

平成27年10月にスタートした家事援助訪問型サービス事業について、引き続きひたちなか市と連携して事業の推進を図ります。また、シルバーお助け隊についてもPRを行い事業拡大に努めます。

③独自事業

おさらい教室、シルバーふれあいショップ事業について引き続き実施すると共に、新たな空き家管理サービス事業については広く周知し、市民サービスの拡大を図ります。また、個々の事業について検証し効率化を図るとともに、新規独自事業については、会員から意見を募るなど、引き続き検討して参ります。

④一般労働者派遣事業

指揮命令が発生するなど、請負に適さない業務については派遣契約で対応し、今後も企業等へ積極的にPRを行い就業機会の確保とともに、適正就業に努めます。

⑤職業紹介事業

公益社団法人として高齢者雇用確保の観点から職業紹介事業に取り組み、労働者派遣事業と併せて請負に適さない仕事に対応します。

⑥就業情報提供

会員向けの求人情報は、事務所において掲示するとともに、SMSサービスを活用し情報を提供します。

(2) 調査研究事業

新規事業を立ち上げる際には、役職員や会員による先進シルバー人材センター研修視察を実施し参考とします。また、ほかのシルバー人材センターで取り組んでいる一般受託事業、派遣事業や独自事業等について、交流を図りながら継続的に調査研究を実施します。

(3) 相談事業

①入会説明会

ひたちなか市総合福祉センターにおいて、毎月第2木曜日に入会説明会、第3木曜日に入会手続き会を実施し、会員の確保に努めます。

②各種イベントに於いて広報活動や入会相談業務を実施します。

③新入会会員の就業希望職種、内容等について把握するとともに、現就業会員へは就業上の相談など、毎月第2水曜日に就業相談日を設け、新規就業に繋げる他、就業ミスマッチの解消を図ります。

(4) 研修・講習事業

①技能講習

刈払い、植木剪定、ふすま・障子張り等の技能職群班の会員が高齢化しているな

かで、新たな技能職群会員の育成が喫緊の課題であるところから、公共施設等から場所の提供を受け引き続き技能講習に積極的に取り組みます。

② 高齢者活躍人材確保育成事業

実際の就業体験を通して、高齢者・事業主双方の理解を深めることにより、高齢者の多様な分野での活躍と地域の人手不足問題を解消するため、各種研修を実施します。

③ 接遇研修会

センター会員の資質の向上と良質なサービスの提供を図るため、接遇研修会を開催します。

(5) 普及啓発事業

① 市報への記事掲載

入会説明会の案内、センターの事業紹介、ボランティア活動状況等について「ひたちなか市報」を積極的に活用します。

② 広報紙の発行

広報「シルバー人材センターひたちなか」を年2回発行し、公共施設や市報といっしょに配布することで、当センター事業の理念や仕組みを市民に広くPRし、会員確保や受注に繋がります。

③ 役員による啓発活動

役員による定期的な企業等訪問を実施し、新規事業所の開拓に努めると共に、企業退職予定者の勧誘を促進します。

④ 会員による口コミ啓発活動

会員が友人、知人に入会を直接働きかける口コミ勧誘が効果的なことから、「会員一人一人入会促進」活動や、求人企業などを紹介する「会員一人一仕事開拓」活動を奨励する。

⑤ ボランティア活動

10月の全国一斉「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に合わせて、清掃ボランティア活動を実施します。

⑥ ホームページによる情報発信

情報公開も含めて、当センター公式ホームページの充実を図ります。

⑦ シルバーPR用チラシの施設への配置

シルバー事業の積極的な周知広報を図るため、各公共施設、事業所へのシルバーPR用チラシの配置を要請します。

⑧ イベントでの普及啓発活動

「ひたちなか市産業交流フェア」や市社会福祉協議会と共催の「ふれあいフェスティバル」等の大型イベントにおいて手芸品・野菜等の販売や、PRチラシを配布するなどしてシルバー事業の紹介と会員募集に努めます。

⑨ 女性会員の拡充

女性会員を対象とした、懇談会、懇親会等を開催し、女性会員の活動を促すとともに、会員の拡充を図ります。

(6) 安全・適正就業推進事業

①安全ニュースの発行

就業中の傷害・賠償事故、就業途上の交通事故を防止するため、会員の身近な事故、全国で発生している事故事例や安全に関する規程等を掲載した「安全ニュース」を発行し、会員に広く周知します。

②安全標語表彰等

毎年7月に実施している県シ連の安全・適正就業推進大会に合わせて、広く会員から安全標語を募集し表彰することで、会員の安全就業意識向上に努めます。

③安全に対する講習

依然として高齢者の交通事故が多発しているところから、引き続き自転車安全運転講習会については2回実施し、会場は会員が出席しやすいように地域で実施します。また、自動車安全運転講習会についても2回実施します。

④安全・適正就業パトロール

安全委員会による安全巡視について、刈払い・植木剪定、施設管理業務、事業所等、定期的実施します。

⑤会員健康管理

市総合福祉センターにおいて毎月第1月曜日に保健師による健康相談を実施するとともに、会員が参加し易い環境を整えて体力測定会を実施します。

⑥適正就業

適正就業ガイドラインに基づき、引き続き適正就業の推進に努めます。

3. 法人管理事業

(1) 法人の運営

公益法人としての責務を会員や役職員が自覚し、内部統治（ガバナンス）、法令遵守（コンプライアンス）に取り組めます。

(2) 総会、理事会の開催

定時総会及び理事会を開催します。

(3) 部会、委員会の開催

三役会議、総務部会、事業部会、広報委員会、安全委員会の専門部会・委員会において、所管する諸課題や懸案事項について検討し、センターの効率的な運営に努めます。

(4) 諸会議、研修会の開催

地域班班長会議、地区会員懇談会、職群代表者会議を通して、第一線で就業している会員の様々な実体験談、意見、提案、要望などを吸い上げ情報の共有化を図るとともに、センター運営に反映します。また、ひたちなか市の市政ふれあい講座（出前講座）を積極的に活用し会員の消費者被害防止や健康維持に努めます。